

○松本(剛)委員 民主党は格差正緊急措置法案というのを策定いたしました。この中には、テーマとしては、おっしゃった中で共有をされているものもあります。法律改正を伴うものということとで、一番上の最低賃金引き上げについてお聞きをしていただきたいというふうに思っています。

先ほども引用させていただきましたが、やはり日本の最低賃金を引き上げるべきだ、こう經濟財政諮問会議メンバーの中でもおっしゃっている方

がいる。日本では十年間で七%しか上がっていないのに、欧米では三〇から五〇%上がっているではないか、こう御発言をされた方がいらっしゃいます。

具体的に、この最低賃金、私どもはやはり全国最低のラインというのを一つ決めるべきではないかというふうに御提言をさせていただいているわけですから、無論としても、この最低賃金引き上げ、どういうイメージを持っておられるのか、せつかくの予算委員会の場ですから、お聞きをしたいと思います。

○柳澤国務大臣 ちょっとと具体的な、今国会に提出する改正法案の中身、考え方について御説明をさせていただきます。

今国会に提出する改正法案につきましては、地域別最低賃金について、生活保護との整合性も考慮することを明確にする、「ふじう」とことを眼目にいたしております。そして、先ほどちょっとと松本委員も触れておりましたけれども、不払いに係る罰金額の上限、これを引き上げるといふこともその担保措置として同時に決めるつもりであるわけでございます。こうしたことによつて最低賃金制度がセーフティネットとしてより一層適切に機能することになる、このように考えております。

最低賃金の具体的な水準をどう決めるかということは、これは、公労使三者構成の地方最低賃金審議会における、それぞれの地域の実情を踏まえた審議を経て決定される、そういう法的な枠組みになつておりますので、今回の法案が成立した暁におきまして、各都道府県の地域最低賃金審議会において、この法改正の趣旨を踏まえて、それに沿つた議論が行われて、まずは、現下の雇用経済情勢を踏まえた適切な引き上げ等の措置が講じられるもの、このように考えております。

○松本(剛)委員 米国の選挙でも議論になつたよう、まさにこれは政治の場でありますから、今の仕組みは私もよく理解をしております。しかし、その上でもある程度リードする議論をすることは可能なはずでありますし、具体的にどのようにしていくのかどうかをやはりこれは話をされるべきだと思います。

私たちも、きちんととした生活をしていくためには、目標としては千円という1の数字を挙げさせていただましたが、各地の生活をそれぞれ調査をいろいろさせていたいたいようなデータを持見いたしましても、まずは、先ほど五〇%という話もありました、三〇から五〇%といふことからしても、今の最低が六百十円ですか、そこから八百という数字を例えれば一つは自安にするとか、そういう考え方のダイナミズムとしてあつてかかるべきだというふうに思いますが、これについての御意見を、厚労大臣そして総理に一言ずつお伺いしたいと思います。

○柳澤国務大臣 私、先ほど、水準の問題としては生活保護との整合性というものを考慮するといふことを申し上げましたが、「ふじう」のところの整合性を具体的にどう考えていくかということ、これが非常に私どもの大きなテーマだ、このように考えております。私は、先般予算委員会でも申し上げましたけれども、これによつて最低賃金を上昇する方向で当然考へておるんだということを明言をさせていただいたところです。

しかし、具体的には、従来、公労使で考へてきたといふ三者構成の審議会方式というものを、我々の国は、他の多くの国もそうなんですが、それでも、そういうことをとつてまいりましたので、その枠組みの中で我々としてはある種の指針といふやうなものも示すといつぱりなどとこれに取り組んでまいりたい、このように考えております。

○安倍内閣総理大臣 この最低賃金法について一百円に上げた場合、従業員百人未満の中小企業の賃金増加額というのが、全国で百七十五億円という数字が出てまいりました。大きいと見るか小さく見るか、また、これを中小企業に対してどう支援をするか、ということはいろいろな課題があると思うふうに思いますけれども、十分に可能な数字ではないかというふうに私ども思つておりますけれども、試算があるとすれば、その辺も含めて御認識をお聞きしたいと思います。

そしてその先でありますが、もちろん我々も、

できれば高くなつた方がいい、このように思いますが、しかしそれは、実際の実態にそぐわなければ、かえつて中小企業にとっては経営が成り立たないということになるんだらうと思います。ですから、これはやはり、全国一律に決めるよりも、地域で決めていく方が柔軟であつて、より現実的になるのではないか、このように私は思います。

そして、それと同時に、いわば次の段階としては、先ほど申し上げました成長力底上げ戦略推進円卓会議をつくりまして、ここで、生産性の向上を踏まえた最低賃金の中長期的な引き上げ方針について政労使の合意形成を図つていく、その合意につつてのつとつて産業政策と雇用政策の一休連用を図り、生産性の向上に見合つた最低賃金の引き上げを実現していくかなければならないと考えております。

○松本(剛)委員 最低賃金の話ですから、やはり総理たるもの、ここである程度の金額をばつと言われてもいいのではないかとどうふうに思いました。(発言する者あり)少し静かにしていただけませんか、小野寺さん。

○柳澤国務大臣 中小企業の問題といふのは私どもも認識をしておりますが、これは柳澤大臣にお聞きをしましょうか、幾らに上げたらどのくらいの影響があるかという試算をされたことがあります。

○松本(剛)委員 これは今すぐここで持ち合わせておりますが、これは柳澤大臣にお聞きをしましょうか、幾らに上げたらどのくらいの負担になるか、これは試算を当然しております。

○柳澤国務大臣 これは私どもが試算をしたところ、八百円に上げた場合、従業員百人未満の中小企業の賃金増加額というのが、全国で百七十五億円という数字が出てまいりました。大きいと見るか小さく見るか、また、これを中小企業に対してどう支援をするか、ということはいろいろな課題があると思うふうに思いますけれども、十分に可能な数字ではないかというふうに私ども思つておりますけれども、試算があるとすれば、その辺も含めて御認識をお聞きしたいと思います。

○柳澤国務大臣 今、具体的の数字を私は持ち合せていないわけですが、今、八百円と松本委員はおっしゃられましたけれども、このレベルになりますと、アメリカの三段階くらいで今考えていますが、最初のレベルよりもかなり高いと、いう私印象を今持つましたが、八百円はかなり中企業にとってばかりのレベルだといふうに私は考えます。

○松本(剛)委員 中小企業に対するは何らかの対応策が必要だということは今申し上げたつもりであります。試算があるということでしたから、こんなになつたことがあるのかなと。この細かい数字は結構です、印象としてこのくらいならないけるのかなというのを、これだけ最低賃金が議論になつてゐるわけですから、大臣はお持ちではないかなということを期待してお聞きをさせていただけたわけでありまして、これが幾らか幾らかでないかという話ですね。

○柳澤国務大臣 最低賃金、今までじろりいるな議論がありましたが、本当に現場の審議会では一円刻みで厳格な議論はある意味ではしてきておりますが、今の大百円といふ水準から、けたが一つ上がるぐらいいつ上がるぐらいいの、やはり百円玉の話に変えていくべきときが来ているんではないかということをお聞きしたかったわけであります。

○柳澤国務大臣 その点に対しても、中小企業にはどのくらい影響があるか、いくべきときが来ているんではないかということを考えたときに、我々も、政府ではないでそれでも試算をしてみたのは、やはり影響額がどのくらいあるのか、そのことがなければ、これが何兆円もかかるといふことになればどうにもならないわけですね。そこをお聞きしたかつたといふことがあります。もうよろしくですか、今のところないということです。

○柳澤国務大臣 抽象論になるので、私が立つては及ばないのかもしれませんけれども、我々の検討の中では、アメリカの最初のレベルぐらいでどうだろうかといふようなことを、「ごくごくハイボセティカル」というか、仮想の問題として、というのは、今松本委員が仰せのとおり、一円、二円を今まで刻んできた、しかも熾烈な議論が行われてきただいうのが実態でござりますから、そういうものとの関係で何が考えられるか、これは、我々はこれからきりきりのところを考えていなかなきやいけないというのが私どもの直面している現実だ

○松本剛明議員 ゼビ、何もかもアメリカ基準ではなくて、日本の生活から見て、最終的に本当にそれが健康的でまさに文化的なではないでそれとも、暮らしをするには千円が一つの目安ではないかというふうに私どもも御提言をしていますが、生活のまわりまわりということで八百という数字を、全国のいろいろなデータを拾ってお話をさせていただきましたので、ちょっとと念頭に置いていただけで、ゼビこれから議論をしていただきたいと思います。

○吉川春子君 柳澤大臣、このように、その白ダンプの運転手さんの中にはかなりの部分が労働者であると認定するような状況があるんですね。判断は非常に詳しく認定しております。

こういったような人たちが賃金以下の、生活保護基準もちろん以下、最賃以下の労賃で働くをされるを得ない。その人たちが重要な公共事業の原料を運んでいる。こういったことを考えたときに、やはりその生計費、国が決めてる生計費以下で働くこれらの人たちについて、やはり最低限の生計費の基準というのはやはり保障していくといふのがすべての国民に保障していくといふのが、これが法の精神、憲法の精神ではないでしょうか。その辺についての御所見を伺います。

○國務大臣(柳澤伯夫君) 最低賃金制度は、言つまでもないことですが、労働者について賃金の最低額を保障することによって、労働者の生活の安定、労働力の質的向上、あるいは労働条件の改善を図ることに資することを目的としたとしているものでござります。

この場合の労働者は、労基法九条の労働者といふものとされているわけでございまして、その判断は、先ほど申し上げておりますように、個別具体的に判断するしかない、こういったことでございます。

したがいまして、個別具体的な判断の結果、労働者性がないと、こうになると最低賃金法も適用されないと、こういうことになります。もちろん、労働者性があると、こうしたことになれば最低賃金法も適用されるわけでござりますけれども、そのレベルについては、今度の私ども法改正によってその引き上げを図っていくわけですが、その際の生計費的な要素の判断基準としては、生活保護の基準との整合性というものをよく考えてこれを引き上げる方向で検討したいと、このように考えていくところでございます。

○國務大臣(柳澤伯夫君) 労働者性がないといふことになりますと、労基法も適用にならないし、最低賃金法も適用にならないと、こういう法の下で私たちも仕事をさせていただいているということでありまして、それを乗り越えて何か実質的に物を考えると言われば、私どもなかなかそれは難しいということを申さざるを得ないと考えます。

○前川清成君 私は、母子家庭のお母さんたちが働いても働いても豊かになれないのは、一つには最低賃金制度に問題があると思っています。奈良県の最低賃金は一時間六百五十六円です。八時間働いて一日五千二百四十八円、週四十時間働いて月額十万四千九百六十円にしかなりません。フルタイムで働くて十万円少しません。これでは生活はできません。しかし、例えばすければ、奈良市で三十歳のお母さん、九歳、四歳の二人の子供を持つ家庭が生活保護を受けられると、生活保護の給付額は十九万四百四十円、およそ二倍になってしまいます。

○國務大臣（柳澤伯夫君） 生活保護は、今委員がおっしゃられるように、すぐに生活保護というと生活保護のその費用がその生活保護世帯、対象世

帯に支給されるというふうにお思いになる方、まあ実に多いんですけども、これはあくまで生活保護基準額なんですね。基準額でございます。したがいまして、常にそうですけれども、実際の収入がある場合もありまして、生活保護基準額と収入額との差額が現実に支給されると、こういう制度でござりますので、その点はまず踏まえて御議論をいただく必要があるだろうと、このように思います。

それから、最低賃金額との比較でござりますけれども、これはまた今の生活保護世帯の、そういう角度からの話ではなくて、いろいろ生活の基盤があるない、それはいろいろありますけれども、そういうことを土台にして働きに出掛けているときの最低賃金ということでござりますので、それを短絡的に結び付けて御議論をされると、いうのはちょっと、いろんなケース・バイ・ケースの判断ということもありますしそうけれども、少し飛躍があるのでないかと、このように考えます。

○委員長（尾辻秀久君） 時間が来ております。前川清成君。

○前川清成君 はい。時間が参りましたのでこれで終わりますが、健康で文化的な最低限度の生活、憲法二十五条が保障しています。これを具体化したのが生活保護なんです。最低賃金で働いたら、その健康で文化的な最低限度の生活の半分という現実を、大臣、是非是非お認めいただいて議論していただきたいと思います。これで終わります。ありがとうございました。

○委員長（尾辻秀久君） 時間が来ております。前

○小林正夫君

もう一つ、最低賃金の話をしたいと思います。

これは、私は、これだけ非正規雇用が多くなつて、時間給で働いている人たちも自分たちの生活

のための生計費、このようになつている人が非常に多いんだと思うんですね。十八歳の単身どいう人じゃなくて、やはりこの最低賃金は労働者とその家族の生計費、これをベースに置いて考へる時

代に来ているんだと思うんですよ。

これが、実は表がありますけれども、日本の最低賃金というのは、ここに書きましたけれども、大変、アメリカ、フランス、イギリスと比べて低いんです。アメリカはこれから、日本が一〇〇とするならば、一四五の位置まで上げようということが既に決まつておりますから、これを見ていただいただけでも本当に最低賃金というものが低いのが分かると思います。

そこで、総理は成長力底上げ戦略、こういう施策を打ち出していますけれども、私は、最低賃金こそ底上げしないと、働いても働いても生活保護以下にとどまってしまう。仮にですよ、仮に一時間千円として年間一千時間働いたとしても、その方の年収と云うのは二百万ですよ。総理は、日本の最低賃金は幾らぐらいが適当だよと思ひますか。

○内閣総理大臣（安倍晋三君） 最低賃金について申し上げれば、近年、最低賃金制度が言わば生活保護と比べてもある意味セーフティーネットとしての機能を十分に果たしていないと、こういう観点から見直しを行ふことにいたしたわけでござい

ます。

そしてさらに、我々としては、この成長力底上げ戦略を進めていくことによって、将来、中小企業等々においても生産性を引き上げていくという中において、当然それをしてこの最低賃金も上がりていくような仕組みをつくっていかたいといふ中において、円卓会議をつくつて、その議論を各地域における最低賃金の審議会における議論のこれは正にベースにしていきたいと、このように考へておるといふ感じでございます。

○白浜一良君 特に北朝鮮以外の四か国ともしっかり連携取つて着実な前進をお願い申し上げたいと、このように思います。

今日のテーマでござりますが、今もございまして、たけれども、話題がございましたけれども、グローバリズムが進み過ぎて日本の雇用の実態にも大変ひずみができるいると、もうこれは当然でございまして、そこで、この国会で先日、労働三法が改正、閣議決定されたところとございまして、今も民主党の立場で批判的な御意見もございましてけれども、私はまあ一步前進と、時間外労働の割増し賃金も一步前進でございますし、最低賃金も一步前進と私どもはそのように受け止めているわけございまして、特に、総理もおっしゃつておりますけれども、最賃法によりますと、県民所得と違いますから、一番高いのは東京が時間給で七百十九円と、低いのが青森、沖縄、岩手ですか、時間給で六百十円と、こうなつてゐるわけでございますが、都道府県によりましては生活保護のレベルよりも低いと、先ほど総理もおっしゃつていました。それじゃもつまじめに働くと、いう意欲をなくするわけで、そういうレベルだったということがむしろ問題であるわけで今回法改正するんだということござりますが、そういう現状に対し総理はどうのにお考えですか。

○白浜一良君 特に北朝鮮以外の四か国ともしっかり連携取つて着実な前進をお願い申し上げたいと、このように思います。

今日のテーマでござりますが、今もございまして、たけれども、話題がございましたけれども、グローバリズムが進み過ぎて日本の雇用の実態にも大変ひずみができるいると、もうこれは当然でございまして、そこで、この国会で先日、労働三法が改正、閣議決定されたところとございまして、今も民主党の立場で批判的な御意見もございましてけれども、私はまあ一步前進と、時間外労働の割増し賃金も一步前進でございますし、最低賃金も一步前進と私どもはそのように受け止めているわけございまして、特に、総理もおっしゃつておりますけれども、最賃法によりますと、県民所得と違いますから、一番高いのは東京が時間給で七百十九円と、低いのが青森、沖縄、岩手ですか、時間給で六百十円と、こうなつてゐるわけでございますが、都道府県によりましては生活保護のレベルよりも低いと、先ほど総理もおっしゃつていました。それじゃもつまじめに働くと、いう意欲をなくするわけで、そういうレベルだったということがむしろ問題であるわけで今回法改正するんだということござりますが、そういう現状に対し総理はどうのにお考えですか。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 今回、私ども、最低賃金のこの仕組みが言わば生活保護と比べても、今委員がおっしゃつたように、バランスを欠いている状況になつておりますから、それをまずいち早く是正をしていかなければならぬと、こう考えていたところでござります。

このため、今国会に提出をいたしました改正法案においては、最低賃金制度がセーフティーネットとして十分に機能するように、地域別最低賃金について生活保護との整合性も考慮することを法律明確にしたところござります。

今回の法案が成立した暁には、各都道府県の地方最低賃金審議会において法改正の趣旨についての議論が行われ、その結果に沿つて現下の雇用経済状況を踏まえた適切な上昇率の措置を講ずる」ととしているわけでござります。

○白浜一良君 それで、柳澤大臣にお伺いしたいんですけど、いわゆる今総理からもお話をございましたが、この文言が法律に入つてゐるわけでございませんが、これが、まあうがつた見方だと思うんですね。が、いわゆる生活保護の方は下げるんじやないかと、今の最賃はレベルにしてですね、そういうがつた見方もございまして、この辺に対するしっかりと見解を述べておいていただきたいと思いまます。

○國務大臣(柳澤伯夫君) 最低賃金は、労働者の生計費、それから労働者の他の労働者の賃金との比較費、それから通常の事業の賃金支払能力、この三要素を考慮して決定するものというふうになつております。

今回の私ども今提案している改正法案につきましては、総理からも御説明をいたいたわけだけれども、この労働者の生計費というところにつきましては、やはり私どもではこの法律が決められた、成立した後でまたこの三者構成の審議会の議論を中央、地方とも行つていくことによってございまして、したがつて、今ここで私が何か一つのレベルについて申し上げるというようなそういう状況にはないと申します。

○國務大臣(柳澤伯夫君) これは、やはり私どもとしてはこの法律が決められた、成立した後でまたこの三者構成の審議会の議論を中央、地方とも行つていくことによってございまして、したがつて、今ここで私が何か一つのレベルについて申し上げるというような状況にはないと申します。

○白浜一良君 それで総理に聞きたいんですけど、当然聞いている側から見れば、もうそれは給与は高いにこしたことないです、それは当たり前に給与として還元すべきだと、これもまた当たり前に話なんですねけれども。

一応、千円にというお話をございますが、これ、今のレベルから見れば、東京で比べて四割以上と、そもそも私考えますときに、この最低賃金制度というのは非常に、雇用の形態が一定であれば、それはまたそれで一つの役割をもう当然演じてきたわけですから、雇用形態が多様化する中で最低賃金制度といふものの重要性といふものが私は増してきていくと、そういう形で変化をしてきていくというふうにどうなればならないというふうに考へておるわけござります。

そういう観点で、今回、まず第一歩として生活保護との関係といふものを打ち出しまして、これを決めていくところとは、正に労働者の皆さんが最低限の給手を確保して生活が維持できるようにしていくためでございますが、しかし、そこで言わはある種の理論論的に高い最低賃金の水準を設定をいたしますと、それは当然コスト、言わば労働コストを大幅に引き上げることになります。視野に入れて検討していく、そしてその上にさらには、成長力底上げ戦略を進めていく中において、生産性、中小企業も、労働者の生産性も上がっていく中において、それを考えながら、そしてこの最低賃金も上がっていくという仕組み、言わば一段構えの仕組みでこれは最低賃金を上げていきたいと、このように思つております。

○白浜一良君 それで、柳澤大臣にお伺いしたいんですけど、いわゆる今総理からもお話をございましたが、これが、まあうがつた見方だと思うんですね。が、いわゆる生活保護の方は下げるんじやないかと、今の最賃はレベルにしてですね、そういうがつた見方もございまして、この辺に対するしっかりと見解を述べておいていただきたいと思いまます。

○白浜一良君 これ大臣、具体的なレベルとか目標値とかそんなのはあるんですかね。

○國務大臣(柳澤伯夫君) これは、やはり私どもとしてはこの法律が決められた、成立した後でまたこの三者構成の審議会の議論を中央、地方とも行つていくことによってございまして、したがつて、今ここで私が何か一つのレベルについて申し上げるというような状況にはないと申します。

○白浜一良君 これ大臣、具体的なレベルとか目標値とかそんなのはあるんですかね。

○國務大臣(柳澤伯夫君) これは、やはり私どもとしてはこの法律が決められた、成立した後でまたこの三者構成の審議会の議論を中央、地方とも行つていくことによってございまして、したがつて、今ここで私が何か一つのレベルについて申し上げるというような状況にはないと申します。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) この最低賃金制度を決めていくところとは、正に労働者の皆さんにかかるために、理想論過ぎるのではないかと、こういうふうに書いてございます。それから朝日新聞の社説には、雇用するのは、もつかつていて大企業はいいですが、大半の雇用は中小企業なんでも、中小企業の皆さんの反発を招くのではないかと、こういう論評をしているんですが、そういう一つの全体の受け止め方に關して所感をいただきたいと思いますが。

○福島みづほ君

次に、最低賃金法案についてお聞きをいたしました。

今、年収三百万円以下の割合、世帯が四割といふすさまじい事態になつております。今回、今国会で最低賃金法の改正が審議をされます、十分に具体的実効性のあるものとして機能するものかどうかというふうに疑問を感じます。中央の審議会で一定の目安を提示し、それに基づき地方の審議会が議論するとしていますけれども、もっと全国的に引き上げるプロセスを策定できないか。これは野党も、それから連合も全労連も、例えばどんな人もどこで働いても最低時給千円以上ということで、やはりワーキングプアと言われる人をなくすべきだという主張では一致をしております。

もう少し最低賃金、外国に比べて日本は低いですから、これを上げるといふことについてはいかがでしょうか。

○国務大臣（細澤伯夫君） 今、福島委員の方から全国ども一律に時給千円という最低賃金を設定したらどうかと、こういうお話をございますけれども、これはやっぱり現実の経済を考えて私ども取り組ませていただきざるを得ないというふうで、そういう観点からすると、これは總理も度々予算委員会でも申し上げておりますけれども、いかにもそれは非現実的であるといふことではあります。

私どもが今回考えておりますのは、今もう委員がおつしやられたとおり、法律が制定されました。晩には中央最低賃金審議会から引上げ額の目安を提示する、こうしたことを見ております。そして、各都道府県の地方最低賃金審議会において、この目安を参考にしつつ、また地域の実情等も踏まえた上で審議が行われ、その結果として現下の雇用経済情勢を踏まえた適切なそれぞれの方の賃上げが行われると、こうふうことを想定しているわけでございます。

そして、その引上げの場合に、今考えておりますのは、生活保護との整合性も考慮するといふことを賃金の、最低賃金の生計費の部分について考えておりまして、このことを明確にすることを法律の上で明らかにしておりますが、そういうことを先ほど言った目安を提示するときには十分勘案して私どもとしてはこの引上げを実現したいと、このように考えているところでございます。

○福島みづほ君 地方や中小企業に関しては、私は経過規定を設けるというのも構わないと思いまます。なぜ中小企業が厳しいと言われるかといえれば、例えば大企業から下請で下りてくる際にタンブリングが行われたり、コスト削減で厳しくたかれるという現状が確かにあります。しかし、それはむしろ公契約法や公契約条例といった形で中小企業における労働条件も保護するというようなことを厚生労働省としては是非やっていただきたい。そういうことを、中小企業自身を応援するといふことで、どこで働いても時給千円以上、二千時間働いても年収三百万円なわけですね、ですからどこで働いても時給千円以上は保障していくと、それに向かって厚生労働省は努力をしていただきたいということを強く申し上げたいというふうに思いました。

○岡崎トミ子君

私たち民主党は、格差是正のために、通常の労働者とパート労働者の均等待遇、長時間労働の是正、中小企業への支援の充実を図るとともに、最低賃金を少なくともフルタイムで働けば十分に生活できるレベルまで引き上げる必要があると考えます。

この点について、政府提出の最低賃金法改正案では、地域別最低賃金の「労働者の生計費を考慮するに当たつては、生活保護に係る施策との整合性に配慮するもの」となっていますが、生活保護に係る施策とは何を指し、最低賃金はそれをどの程度超える額に設定し、その結果として幾つの都道府県で何円程度最低賃金が上がるのか、総理大臣に明確な答弁を求めます。

最低賃金法の改正についてのお尋ねがあります。今国会に提出をした最低賃金法の改正法案においては、地域別最低賃金について、生活保護に係る施策との整合性に配慮することを法文上明確にしているところあります。この生活保護に係る施策とは、国民に最低限度の生活を保障することを目的とする生活保護法に基づいて行われる施策であります。

また、地域別最低賃金の水準については、地方最低賃金審議会における審議を経て決定されるものであり、現段階で具体的な金額に言及することは適当ではありません。いずれにせよ、今回の法案が成立した際には、各都道府県の審議会において法改正の趣旨に沿った議論が行われ、その結果に沿って、現下の雇用経済状況を踏まえた適切な引上げ等の措置を講ずることとしております。

さらに、それに加え、成長力底上げ戦略推進円卓会議において、生産性の向上を考慮した最低賃金の中長期的な引上げ方針について政労使の合意形成を図り、その合意を踏まえ、生産性の向上に見合った引上げを実現したいと考えております。

○内閣総理大臣（政治局二科）

平成19年5月22日 参・厚労委 辻泰弘議員(民主)

○辻泰弘君

それからもう一点、最低賃金についても余計なことを言つてはいるわけでござります。不用意に最低賃金を引き上げることは、労働者に失業をもたらし生活をかえつて困窮させることにつながるというようなことまで言つてはいるわけですね。そしてまた、そもそも労働者の権利を強めればその労働者の保護が図られるという考え方には誤つていると、そこまで明言しておつて、じゃ、どうやつたら労働者の保護が図られるというふうに考えるのかというのがよく分からぬまま、その部分だけ押してきているという、学者が作られたとしては非常にへんぱな論理だと思いますけれども。いずれにいたしましても、安倍総理も最低賃金について引上げを実現していただきたい、このようにおっしゃつている中において、この部分にも、やはり政府の今は取組姿勢と全く背離する考え方になつてしまふんじやないかと思うんですけれども、この点については大臣、どうお考えですか。

○国務大臣(柳澤佑夫君) 私どもといだしましては、今回、最低賃金の要素である生計費の問題についておもして、生活保護との整合性を考慮するというのをこの新しい改正法案で御提案させていただいておるところでございます。  
ですから、私どもの方だけではなくて、成長力底上げ戦略推進円卓会議におきましても、中長期的な引上げ方針といつもの念頭に生産性の向上を考慮した仕組みの中で政官連携の合意形成を図つてはいる、こういうような動きもある現にあるわけですがいまして、したがいまして、中長期的にも日本の最低賃金を引き上げてはいう方向については、内閣の全体の考え方の下で、そういうものをしっかりと受け止められるような環境整備も政策的に努力をすると、こうひとと相まってこの方向を進んでいこうと、ハラハラふうに考えてるわけござります。  
そういう中で、それはまあこの言い方そのものが何か経済的に誤りかと言われば、それはこのとおりのことが起こればそうだろうと、こういうことになりますんですが、政府全體が、先ほども言つたように、そういう方向、最低賃金を引き上げようという方向で、その環境整備をどうやってしていくかという政策的な検討をしているなかで、分かり切つたことは言い先、そういう努力を全くしないことを、あるいはその効果が上がらないことを前提にした議論をするところとも適切を欠くなと、こうじうように思つております。

○櫻井充君 もういいです。

大臣、こんなやり方でいいんですか。つまり、いろんな場面でいろんな議論をするのはいいんだという多分答弁になるのかもしれません、こんなことやつていて本当にいいですか。つまり、厚生労働省の中には、厚生労働省の中できちんと労働政策審議会というのがあって、そこでいろんな代表者が出て議論をしているんでしょう。これはずらやんと代表者を集めて議論しているんでしょ。何でこんなものまでやらせなきゃいけないですか。こんな税金の無駄遣いですよ、僕から言わせれば。そういうことをまずやめさせることから始めないとどうしようもないんじゃないですか。厚生労働大臣として、厚生労働大臣としてどう思われますか、こうどう」と。

○國務大臣（柳澤伯夫君）規制改革というものが、私の記憶するところでは、日本の経済がバブルが崩壊して非常に不況になつたときに、財政も相当傷んでいましたので、これ以上、財政政策で財政の出動を期待するということができなくなつた。そのときに、規制、当時は緩和と言っておりましたけれども、規制緩和ということでもって供給側の対策をすることによって日本経済をもつと正常に戻していくといふことが企図されました。当時、行政改革の一環といふ位置付けもあつたんですねども、むしろそうしたこと、規制改革というのは経済政策として位置付けられるというようなことが行されました。それがずつと二三十年以上にわたつて非常に、依然として同じようなトーンで追求をされていくと、「こうどう」ということです。

そういうようなことで、規制改革というものについては依然として大きな日本の経済政策的な側面から効果が期待されるということで推進をされているということですが、それはどういうシーンでもつてやられているかと云うと、今るる内閣府から説明がありましたように、規制改革会議といふことで行われているということでございます。それが、最低賃金というようなことについて、これも規制といえば規制かもしれないけれども、容喙をするということはちょっとどういうことかしらんと、私も若干いぶかりの気持ちもありますけれども、とにかくそういう位置付けの下で何か発言をしたということをございます。

もとより、それは、そういうことを意見として言うということですから、意見を封じるわけにはいかないということです、私どももそういうことの発表があつたということを事実として受け止めざるを得ないわけですが、午前中の審議でも申し上げましたように、その最低賃金については私ども、現に最低賃金法の改正案を国会に提出をいたしておりますし、また、中長期的には、内閣そのものに置かれている底上げ戦略の方でも中長期的にこれを引上げの方向で考え、そしてそれを現実に受け止め、実現できるように生産性を向上していく、こういう観点からいろんな政策が議論されていくと。

そういうようなときに、分かり切つた経済論を、何か最低賃金を上げれば、それを賄えない企業はつぶれて雇用が維持できなくなるといふ、まるで、何と申しますか、何とも言い難い当たり前のことを何でこの様に言わなきゃならないかといふことを考えて、私は誠に不適切な意見表明であるということを申し上げた次第です。